

# 令和4年度佐賀県貨物自動車運送事業者燃油高騰対策緊急支援金

## 【申請の手引】

### (1) 募集期間

受付開始：令和4年（2022年）8月1日（月）

受付締切：令和4年（2022年）9月30日（金）（当日必着）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

### (2) 受付先

〒849-0921

佐賀市高木瀬西三丁目1番20号

（公社）佐賀県トラック協会（燃油高騰対策緊急支援金担当）

TEL 0952-37-1457（専用） Fax 0952-31-6441

※申請様式等は、佐賀県トラック協会ホームページからダウンロードできます。

※本手引きについては運輸業の事業者が対象となっております。

その他の業種の事業者は、以下団体が申請受付・支援金交付を実施していますので、以下団体に申請してください。

### (1) バス・タクシー事業者 {一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会の会員事業者}

#### 【受付先】

〒849-0928

佐賀市若楠二丁目7-2

一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会

TEL 0952-31-2341 Fax 0952-31-2342

### (2) その他の事業者

#### 【受付先】

〒840-8570（住所の記載は不要です）

佐賀県産業労働部産業政策課 経営担当（燃油高騰対策緊急支援金担当）

TEL 0952-25-7512（直通） Fax 0952-25-7270

「令和4年度佐賀県貨物自動車運送事業者燃油高騰対策緊急支援金」（以下「支援金」という。）の募集を行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき応募されるように御案内いたします。

## 1 制度の目的

本補助金は、原油の価格高騰により収益が悪化している中小・小規模企業者等に対し、緊急措置として、その負担の軽減及び事業の継続を支援することを目的にしています。

## 2 定義

本補助金において、

- (1) 中小・小規模企業者等～ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいい、次のいずれかに該当するものは除きます。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (2) 貨物自動車運送事業者～ 佐賀県内に本社・本店を有し、国土交通大臣から貨物自動車運送事業の許可を受けている者です（県外に本社・本店を置き、佐賀県内に営業所の認可を受けている者を含む。なお、個人事業者については、県内在住者とする。）。

## 3 補助対象事業者

本補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 中小・小規模企業者等（貨物自動車運送事業者に限る。）であること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たさなければなりません。
  - ① 令和4年4月から7月までに実際に購入（仕入）した燃油単価（最高値）が令和3年4月7月までに実際に購入した（仕入）した燃油単価（最安値）より20%以上増加し、かつ、令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高（運送収入）に占める仕入額（燃料費）の割合が前年同期間の割合より増加していること。
  - ② 令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の仕入額（燃料費）が前年同期間の仕入額（燃料費）より20%以上増加し、かつ、令和4年4月から

7月までのうち連続する3箇月間の売上高（運送収入）に占める仕入額（燃料費）の割合が前年同期間の売上高（運送収入）に占める仕入額（燃料費）の割合より増加していること。

③ 令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高（運送収入）に占める仕入額（燃料費）の割合が前年同期間の売上高（運送収入）に占める仕入額（燃料費）の割合より20%以上増加していること。

(3) 次のいずれにも該当しないことが条件となります。

① 佐賀県の「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付を受けた又は受ける予定がある

② 農林漁業者（日本標準産業分類において、大分類 A－農業、林業及び大分類 B－漁業に該当する事業者）

③ 医療・福祉サービス業者（日本標準産業分類において、大分類 P－医療、福祉に該当する事業を行う事業者。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所（日本標準産業分類番号：8351）及びその他の療術業（日本標準産業分類番号：8359）を運営する事業者、又は薬局等で小売りのみの事業収入(売上)である場合は除く。）

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業（当該営業の受託営業を含む。）に該当する事業を行う事業者

⑤ その他、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと佐ト協が判断する者

更に、補助対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはなりません。

また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはなりません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**※令和4年2月2日以降に新規で運輸開始された事業者は対象外です※**

#### 4 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費	令和4年4月から同年7月までに購入した燃料の購入に要した経費	
補助金額	<p><b>【算定方法】</b>            令和4年4月から同年7月までに購入した燃料の購入量（証拠書類等によって購入量が確認できるものに限る。）に補助単価を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）の合計額            ※注1※ 佐賀県内の営業所に保有する事業用自動車に限る。</p>	
	<p><b>【補助単価】</b></p>	
	ガソリン、軽油、重油、灯油、オートガス	10円/ℓ
	LPガス（液化石油ガス）	20円/m <sup>3</sup>
<p>※燃料の購入単位がこれによらない場合は別途換算</p>		
<p><b>【補助上限額】</b> 1事業者あたり200万円</p>		
<p><b>【補助金額の算定から除くもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合バス、離島航路運航の事業に要した燃料</li> <li>・タクシー業のLPガス（液化石油ガス）</li> </ul>		

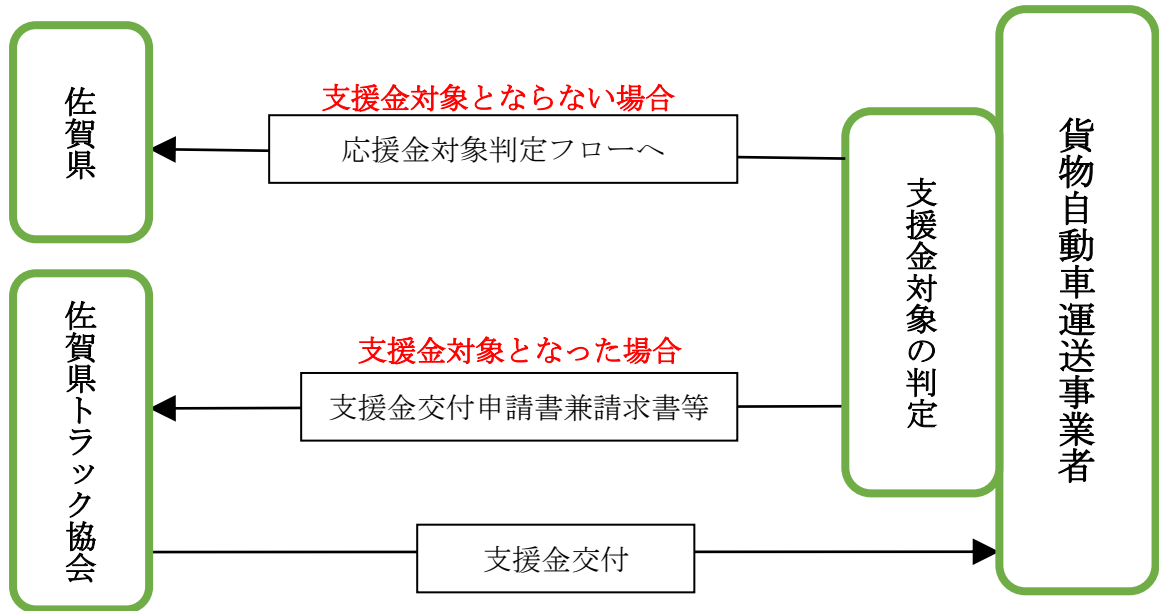
## 5 申請手続き

### (1) 募集期間

受付開始： 令和4年（2022年）8月1日（月）

受付締切： 令和4年（2022年）9月30日（金）（当日必着）

### (2) 申請スキーム



※判定結果によっては、支援金・応援金のいずれも対象外となる場合もあります。

#### ①計画認定申請書提出

支援金の交付を希望する方は、募集期間内に以下の書類を佐賀県トラック協会へ提出してください。郵送、窓口持参のいずれも構いません。

※別表「燃油高騰対策緊急支援金 提出書類チェックリスト」をご活用ください。

申請後は、佐賀県トラック協会において審査を行い、適当と認めたときはご指定の口座へ後日支援金を振り込み、それをもって交付決定通知に代えます。

	提出書類
①	交付申請書兼請求書【様式第1号】
②	事業者情報書【様式1-1】
③	補助事業実績報告書【様式1-2】
④	誓約書【様式1-3】
⑤	対象要件確認シート【様式1-4】
⑥	貨物自動車運送事業にかかる許可書（認可書）の写し

⑦	対象期間（令和4年4月～7月）と比較対象期間（前年同期間）において実際に購入した燃油の単価（最高値・最安値）が分かる確認書類 ○請求書、領収書等の写し（申請事業者宛のもの）
⑧	対象期間（令和4年4月～7月のうち連続する3か月）の仕入額（燃料費）及び売上高（運送収入）の確認書類 ○月別の仕入台帳・売上台帳・月別の試算表の写し
⑨	比較対象月（前年同期間）の仕入額（燃料費）及び売上高（運送収入）確認書類 ○月別の仕入台帳・売上台帳・月別の試算表の写し ○当該年度にかかる運輸局の受付印が押された事業報告書の写し ※法人税、所得税に関する確定申告書の写しを求める場合もあります
⑩	令和4年4月から同年7月における燃料購入量が確認できる確認書類 ○納品書又は請求書等の写し（申請事業者宛のもの）
⑬	上記⑩の費用について支払ったことが分かる確認書類 ・領収書又は振込依頼書等の写し（申請事業者宛のもの）
⑭	振込先口座の通帳の写し （銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）
⑮	その他、佐ト協が必要と認める書類

## 6 事業者の義務

本補助金の交付を受ける場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ・帳簿記載、証拠書類の整備保管

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければなりません。

## 7 支援金に関する問い合わせ先

（公社）佐賀県トラック協会（燃油高騰対策緊急支援金担当）

電 話：0952-37-1457（専用）

F A X：0952-31-6441

※「原材料等高騰対応緊急応援金事業」に関するお問い合わせ

原油・原材料応援金相談センター

電 話：0952-97-9486 F A X：0952-97-9814

## 燃油高騰対策緊急支援金 提出書類チェックリスト

	提出書類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
①	交付申請書兼請求書【様式第1号】	<input type="checkbox"/>
②	事業者情報書【様式1-1】	<input type="checkbox"/>
③	補助事業実績報告書【様式1-2】	<input type="checkbox"/>
④	誓約書【様式1-3】	<input type="checkbox"/>
⑤	対象要件確認シート【様式1-4】	<input type="checkbox"/>
⑥	貨物自動車運送事業にかかる許可書（認可書）の写し	<input type="checkbox"/>
⑦	対象期間と比較対象期間において実際に購入した燃油の単価（最高値・最低値）が分かる確認書類 ○請求書・領収書等の写し（申請事業者宛のもの）	<input type="checkbox"/>
⑧	対象月（令和4年4月～7月のうち連続する3か月）の仕入額（燃料費）及び売上高（運送収入）の確認書類 ○月別の仕入台帳・売上台帳・月別の試算表等の写し	<input type="checkbox"/>
⑨	比較対象月（前年同期間）の仕入額（燃料費）及び売上高（運送収入）の確認書類 ○月別の仕入台帳・売上台帳・月別の試算表等の写し ○当該年度にかかる運輸局の受付印が押された事業報告書の写し ※法人税、所得税に関する確定申告書写しを求める場合があります	<input type="checkbox"/>
⑩	令和4年4月から同年7月における燃料購入量が確認できる書類 ○納品書又は請求書等の写し（申請事業者宛のもの）	<input type="checkbox"/>
⑪	上記⑩の費用について支払ったことが分かる確認書類 ○領収書又は振込依頼書等の写し	<input type="checkbox"/>
⑫	振込先口座の通帳の写し ※銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ	<input type="checkbox"/>
⑬	その他、佐ト協が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

	送付先	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
①	郵送先は下記のとおりとなっていますか。 〒849-0921 佐賀市高木瀬西三丁目1番20号 （公社）佐賀県トラック協会 燃油高騰対策緊急支援金 担当	<input type="checkbox"/>